

千葉県受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的考え方（案）について

1 条例制定の背景

(1) 受動喫煙による健康影響

受動喫煙（※）によりリスクが高まる病気には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があり、年間15,030人が、受動喫煙を受けなければこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

	肺がん	虚血性心疾患	脳卒中	乳幼児突然死症候群(SIDS)	合計
病気になるリスク	1.3倍	1.2倍	1.3倍	4.7倍	
受動喫煙による年間死亡者数	2,484人	4,459人	8,014人	73人	15,030人

上段：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」国立がん研究センターがん情報サービス（受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍かを示したもの）

下段：厚生労働省科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

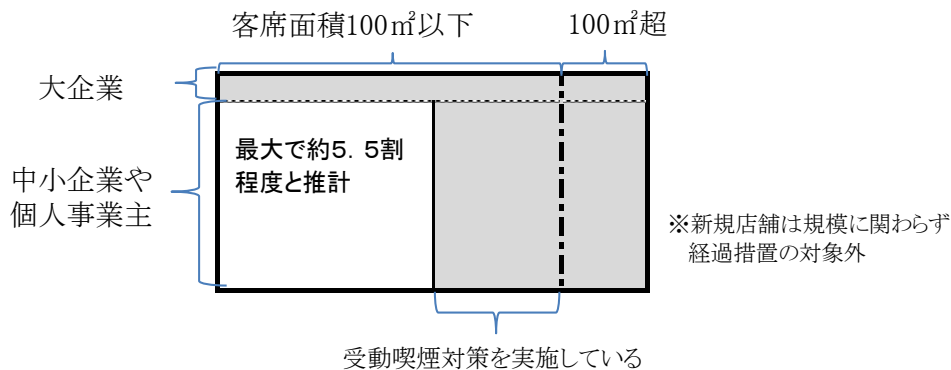
※「受動喫煙」とは、他人のたばこから出る次の煙にさらされることをいいます。

- ・副流煙 たばこの先から出る煙。フィルタを通さない分、有害物質を多く含みます。
- ・呼出煙 たばこを吸っている人が吐き出す呼気。有害物質を含みます。加熱式たばこの場合は、蒸気が吐き出されます。

(2) 国による法規制（詳細は2、7）

現在、国において健康増進法改正案が国会に提出され、多数の者が利用する施設において「望まない受動喫煙」を防止するための規制が図られる見込みです。しかし、同法では、既存の小規模飲食店（※）については喫煙可能とすることもできるとされ、既存の飲食店の約55%が喫煙可能となりうると推計しています。

※ ①法律の施行日前から営業していて、②客席面積が100㎡以下かつ資本金5千万円以下である飲食店



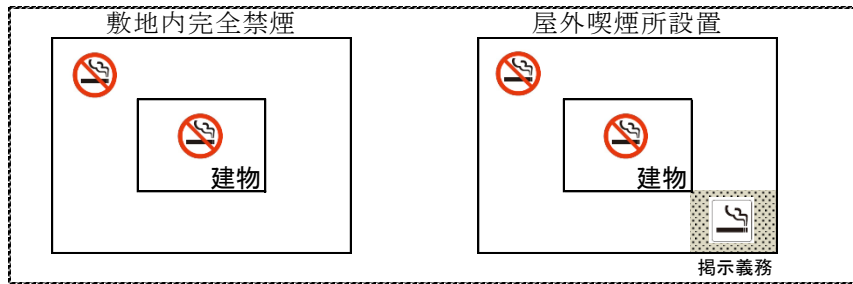
（厚生労働省の発表資料を加工）

2 健康増進法改正案の主な内容

健康増進法改正案では、施設の種類ごとに喫煙の可否を次のように定めます。そして、喫煙できる場所や室を設ける施設には、標識の掲示が義務付けられるので、お客さんは標識を見て受動喫煙を避けることができるようになります。

(1) 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等

原則敷地内禁煙（屋外喫煙所設置可）



(2) (1)、(3) 以外の多数が利用する施設（※）

原則屋内禁煙（屋内に喫煙専用の室（飲食不可）又は加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）設置可）

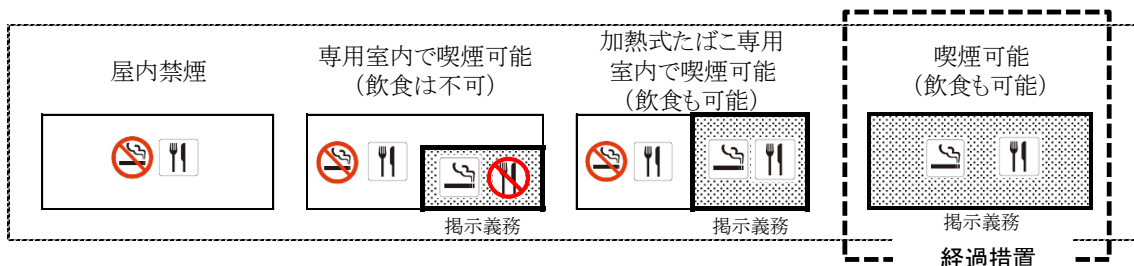
※ 飲食店（大規模 or 新規）、パチンコ店、ホテル（客室を除く）、劇場、理美容店、商業施設、体育館、事業所（職場）等

<大規模 or 新規の飲食店の規制イメージ>



(3) 既存の小規模飲食店（別に法律で定める日までの経過措置）

飲食しながら喫煙可能とすることができる。



<健康増進法改正案の整理表>

区分		喫煙可否	
		原則	例外
場所	① 学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関 *	屋内 禁煙	
		屋外 禁煙	屋外で必要な措置がとられた場所は喫煙可
	② 飲食店(大規模or新規)、パチンコ店、 ホテル(客室を除く)、劇場、理美容店、 商業施設、体育館、事業所(職場)等 (①③以外の多数の者が利用する施設)	屋内 禁煙	喫煙専用室(飲食不可)設置可 加熱式たばこ専用の喫煙室(飲食可)設置可
	③ 既存特定飲食提供施設 (小規模※かつ既存の飲食店)	屋内	経過措置として、喫煙可能な旨を掲示すれば喫煙可(飲食可)
その他	喫煙できる場所への標識の掲示 *		掲示を義務付け
	喫煙できる室への20歳未満の立ち入り		客、従業員とも立ち入り不可(罰則の適用なし)
	罰則の適用(過料)		喫煙禁止場所における喫煙(最大30万円) *
			喫煙器具、設備等の設置(最大50万円) *
		紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等(最大50万円)	

※小規模とは、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下。 2020年4月1日全面施行予定(*①に関する規制は2019年度中)。

3 条例制定の目的

(1) 本市の受動喫煙に関する状況

本市のアンケートでは、成人の喫煙率が13.7%と低い中、市民が最も受動喫煙を受けやすいのが飲食店であり、飲食店における効果的な受動喫煙対策(敷地内禁煙、建物内禁煙、仕切のある分煙)を望む声が市民全体で約8割、喫煙者(1か月以内に喫煙した者)で約5割あります。

また、本市は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場都市であることから、国際水準を満たす受動喫煙対策を実施する必要があります。

<過去1か月間に市民が受動喫煙を受けた場所>

飲食店	職場	遊技場	行政機関	医療機関	学校
37.1%	19.6%	9.3%	2.8%	2.2%	1.7%

(平成28年度千葉市の健康づくりに関するアンケート調査 受動喫煙という言葉を知っている726人)

(2) 本市の飲食店の現状

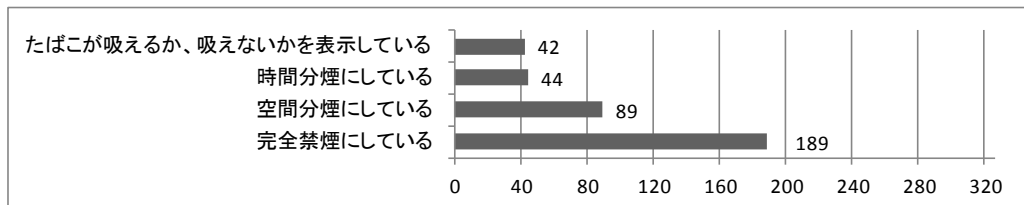
飲食店は小規模店が多く、受動喫煙対策が進んでいません。

ア 飲食店の数、従業員数 (平成26年度経済センサス基礎調査)

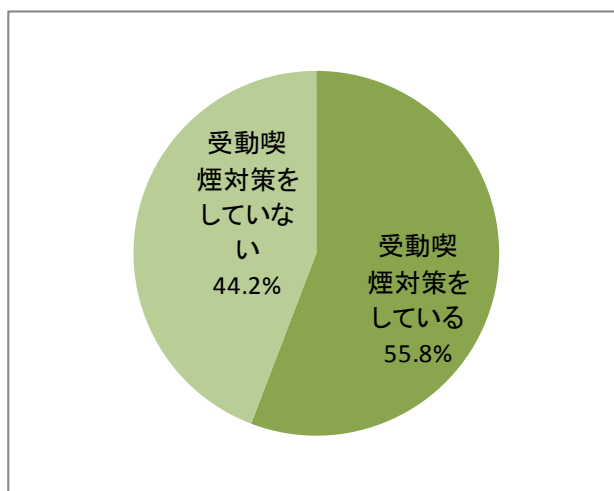
	事業所数(店舗)	従業者数(人)
飲食店	3,179	31,893
うち、バー、キャバレー、ナイトクラブ	270	992

イ 受動喫煙対策の状況

飲食店 586 店舗中、約 1/3 が完全禁煙を実施している。約 1/2 は何らかの対策（時間分煙、たばこが吸えるか吸えないかの表示等）をしています。



(平成29年度 飲食店の受動喫煙対策に関する実態調査
受動喫煙対策をしている327店舗 ※複数回答可)



(平成29年度 飲食店の受動喫煙対策に関する実態調査全586店舗)

ウ 大規模店と小規模店の比較

小規模店の約 2 / 3 が従業員を雇用しているが、大規模店と比べ受動喫煙対策をしておらず、今後も消極的です。

	客席面積		対策未実施		対策不要と考える	
	店舗	割合	店舗	割合	店舗	割合
小規模店(客席面積100㎡以下)	494	92.0%	223	45.1%	96	19.4%
大規模店(客席面積100㎡超)	43	8.0%	6	14.0%	4	9.3%

(平成29年度 飲食店の受動喫煙対策に関する実態調査
客席面積の大きさを回答した537店舗)

エ 未対策店舗では、客や売上げ減少の懸念や、行政の統一的ルールの策定を望む声が一定数あります。（平成 29 年度 飲食店の受動喫煙対策に関する実態調査）

（3）条例制定の目的

本市のアンケートでは市民が最も受動喫煙を受けやすいのが飲食店であり、また、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年者や飲食店の従業員を受動喫煙から保護する必要があることから、健康増進法改正案に本市独自の規制（☆）を加えることにより、市民の受動喫煙を防止し、健康増進を図るための条例を制定するものです。

☆ 本市独自の規制

- ① 行政機関の庁舎は敷地内完全禁煙とします【努力義務】
- ② 既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙不可とします
(キャバレーやナイトクラブなど風営法に該当する施設は当面の間は努力義務) 【罰則あり】
- ③ 保護者は 20 歳未満の者を受動喫煙から保護するものとします【努力義務】

4 条例案の概要（市条例で規定する独自基準）

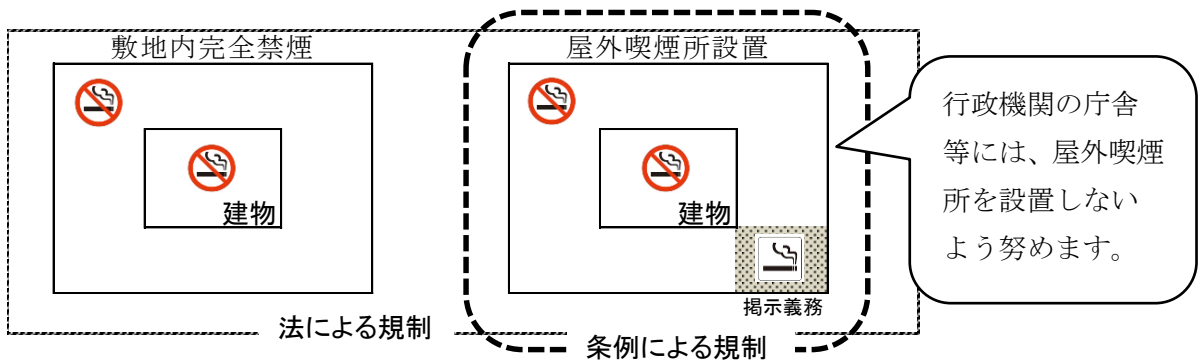
＜健康増進法改正案と市条例案の整理表＞

区分		喫煙可否		市条例 (独自基準)
		原則	例外	
場所	① 学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関 *	屋内	禁煙	
		屋外	禁煙	屋外に必要な措置がとられた場所は喫煙可
	② 飲食店(大規模or新規)、パチンコ店、 ホテル(客室を除く)、劇場、理美容店、 商業施設、体育館、事業所(職場)等 (①③以外の多数の者が利用する施設)	屋内	禁煙	喫煙専用室(飲食不可)設置可 加熱式たばこ専用の喫煙室(飲食可)設置可
	③ 既存特定飲食提供施設 (小規模※かつ既存の飲食店)	屋内	経過措置として、喫煙可能な旨を掲示すれば喫煙可 (飲食可)	(2)
その他	喫煙できる場所への標識の掲示 *		掲示を義務付け	
	喫煙できる室への20歳未満の立ち入り		客、従業員とも立ち入り不可(罰則の適用なし)	(3)
	罰則の適用(過料)		喫煙禁止場所における喫煙(最大30万円) *	
			喫煙器具、設備等の設置(最大50万円) * 紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等(最大50万円)	

※小規模とは、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下。 2020年4月1日全面施行予定(*①に関する規制は2019年度中)。

(1) 行政機関の責務【努力義務】

国、県及び市の庁舎等（本庁、区役所等）は、行政手続き等を行う市民にとって他施設を選択することができず、また、行政は民間施設の模範となるべき立場であることに鑑み、屋外にも喫煙可能な場所を設置しないよう努めるものとします。

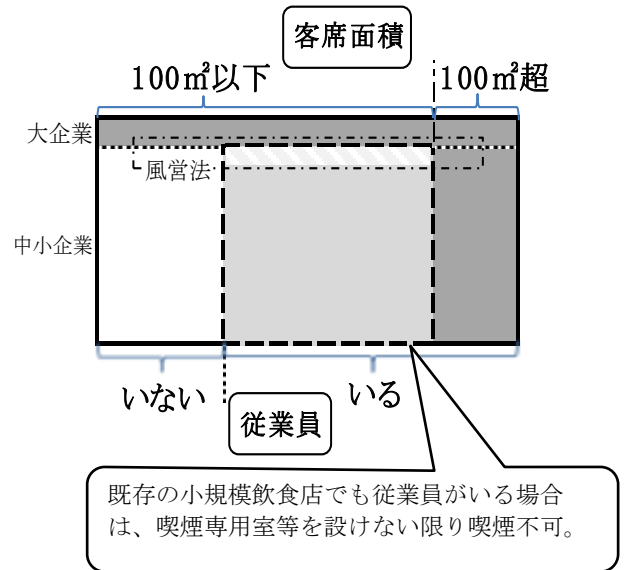


(2) 飲食店への規制強化【段階的に規制を強化】

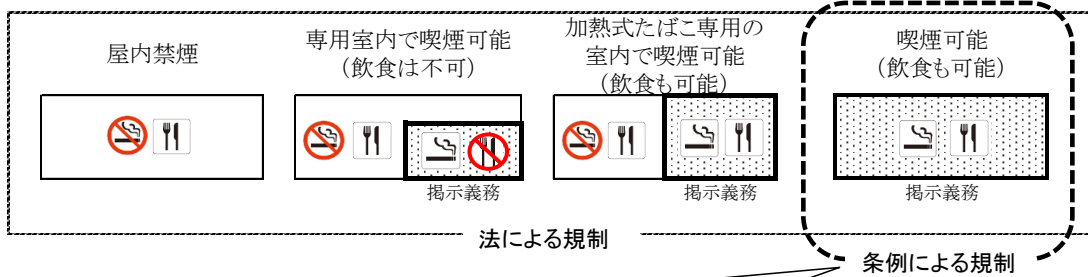
受動喫煙にさらされる従業員の健康を守るため、従業員がいる既存の小規模飲食店は、喫煙専用室(飲食不可)等を設けない限り喫煙不可とし、これに違反した場合は5万円以下(地方自治法上の上限額)の過料を科します。

ただし、社会通念を踏まえた現実に則した対応として、キャバレーやナイトクラブなど風俗営業法の接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業に該当する施設は、経過措置として当面努力義務とし、それ以外の飲食店での禁煙が浸透するなどの段階で、規制を強化します。

＜飲食店規制のイメージ＞



＜既存の小規模飲食店に対する、法及び条例による規制のイメージ＞



従業員がいる場合は、喫煙専用室等を設けない限り喫煙不可。

＜喫煙可能なスペース（網掛け部分）に関する法による規制＞

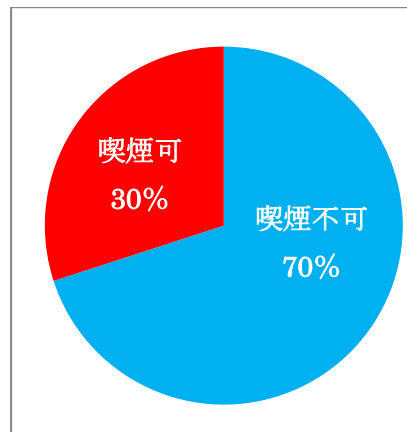


- ・喫煙可能な場所であることの標識を必ず掲示
- ・客、従業員とも20歳未満は立入不可
- ・喫煙専用室等には、非喫煙スペースへの煙や蒸気の流出防止措置を講じる。

＜既存の小規模飲食店に対する規制の効果＞

喫煙不可となる市内飲食店
推計：約70%※
 ※客席面積100㎡超の店舗と100㎡以下で従業員がいる店舗の割合。風俗営業法に該当する施設を除くと約66%
 (風俗営業法第2条第1項第1号～第3号又は同条第11項の営業の用に供する施設)

健康増進法のみの場合の規制対象
推計：約8%
 (客席面積100㎡超の店舗の割合)



(平成29年度 飲食店の受動喫煙対策態調査から推計 資本金については考慮していない。)

(3) 20歳未満の者の保護強化【努力義務】

自ら受動喫煙を避けることが困難な20歳未満の者を守るため、保護者は、監護する未成年者に受動喫煙を生じさせないよう努めるものとします。

5 条例の施行時期

2020年4月（健康増進法改正案の全面施行と同時）

6 たばこ規制が飲食店の営業に与える影響

世界保健機構（WHO）等の研究、調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないという結論です。国内自治体の調査等でも、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売上げは不変又は増加した」「売上げが減ったのは8%」等、売上げが減少した店は少数であることが示されています。

7 健康増進法改正案

健康増進法改正案の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>